

申告案内の通知

申告に関する通知を徹底するため、申告の案内を全世帯に通知しています。一世帯に対して一通でお知らせしますので、家族で確認して、以下を参考にして申告をしてください。(給与所得のみで、勤務先で年末調整が完了し、以下に該当しない場合などは、申告の必要はありません) 不明な点は、お問い合わせください。

確定申告が必要となるケース ※内容によっては、税務署対応になります。

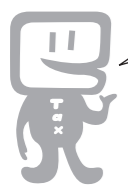
収入	事業所得がある場合	営業、農業に関する所得 保険の外交員収入 水道検針員、コンパニオンなど源泉徴収されない収入
	給与・年金を2カ所以上からもらっている場合	年の途中で退職し、年内に再就職したが、年末調整で合算していない場合 年の途中で退職し、年末調整を行っていない場合 給与と年金を合わせて受け取っている場合
関係	土地・建物を貸している場合	土地・建物の貸付料、小作料など
	土地・建物、株式を売った場合	土地の取用、土地の売却、株式の売買があった場合
係	給与・年金以外にその他の収入がある場合	保険の満期返戻金、個人年金、シルバー人材センター配分金
	収入がない場合 【被扶養者のケースも含まれます】	国民健康保険・後期高齢者医療保険の世帯主 児童手当受給者、県営住宅入居者で所得に関する証明が必要になる場合
控除	医療費が多かったとき	平成21年1月から12月までに支払った医療費が、基準となる金額(10万円または所得の5%)を超えているとき、医療費控除の適用があります。
	マイホームを建てたとき	平成21年中に住宅を新築し、平成21年内に入居した場合で、返済期間10年以上の住宅ローンを利用している場合、住宅借入金等特別控除の適用があります。
関係	寄附をしたとき(5,000円以上)	県、市町村に寄附を行ったとき(ふるさと納税)→通常の控除のほか、特例控除があります。 国、特定の団体に寄附を行ったとき→通常の控除のみです。
	扶養家族に変更があった場合	年末調整のとき、「扶養を取り忘れていた」「所得が多くて扶養の適用がなくなってしまった」「年末調整の後、子どもが生まれた」など

住宅ローン控除について

平成21年中に住宅を新築・増築・特定改築をした場合、次の要件を満たしていると、住宅ローン控除が受けられます。
①完成から6カ月以内に居住を開始し、平成21年12月31日まで引き続き居住している②住宅ローンの返済期間が10年以上③合計所得が3,000万円以下④床面積が50㎡以上

住民税からの住宅ローン控除のための申告が不要になりました

入居年が平成11年～18年および平成21年～25年中の人で、所得税で住宅ローン控除の適用があり、所得税からの控除で引ききれない金額がある場合は、住民税から引ききれなかった金額が控除されます。(最高97,500円)
昨年までは、住民税の住宅控除のための申告書を提出していただいていたりましたが、今年からは不要になりました。



所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

※1月号8P中、平成24年・平成25年中入居の長期優良住宅のときの控除率(< > 内の数字)に誤りがありましたので、お詫びし次のとおり訂正いたします。
【誤】1.2%→【正】1.0%

税理士会が行う還付申告無料税務相談

■税理士会真岡支部 【☎0285(84)5339】
少額の還付申告に対する無料相談が次のとおり開催されます。
●日時/2月3日(水) 9:30～16:00
●場所/税理士会真岡支部各会員事務所
●対象/所得金額が300万円以下の給与所得者および年金受給者

税務署からのお知らせ

■真岡税務署 【☎0285(82)2115】
税務署でも、次の日程で休日受付をしています。
●日時/2月21日(日)、2月28日(日) 9:00～16:00
●場所/宇都宮市マロニエプラザ(真岡税務署管内でも受付は、こちらのみになります)
また、インターネットを利用できる環境がある場合には、e-Taxによる電子申告や、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用し、作成した申告書を郵送で提出することも可能です。

未来へつなぐ
あなたの納税

確定申告

期間 2/16(火)～3/15(月)

会場 役場2階大会議室

■税務課 【☎028(677)6035】

平成21年中の所得の確定申告が2月16日(火)から開始されます。それに合わせ、町税務課でも以下の日程表のとおり、確定申告の納税相談を実施します。

◆申告納税相談受付日程表

地区	月日	午前の部 8:30～11:00受付	午後の部 13:00～16:00受付
主に南高地区	2月16日(火)	下原(西・中・東・西南) 平和 三田市 大久保	堀合 羽口 天寺 寺の内 青木 古谷
	2月17日(水)	下中部 梶内 梶内西 行沢 天神 石塚	高田 宮田(東・西) 大川 西山根
	2月18日(木)	協和 東根 五ヶ東 山根 大塚 本田技研	谷津 みどりヶ丘 箸塚南 下原新町 三田市坂の上 殿山
	2月19日(金)	久津方 西秋場 芳南 池の尻 中坪	芳志戸 清水 中郷 上岡(北・南) 金井 手彦子 飯島
	2月22日(月)	般若塚 八宿(上・下) 八新田 八(西・南・中)	八北 ハツ木の丘 稲荷沢 前畑 稲(協・宿・東・南・中) 新生
主に水橋地区	2月23日(火)	給部(東・南・西・北) 杭之内 宮内 東中郷 梨木	唐桶 和泉 桜田 宿東 宿 唐桶の溜東
	2月24日(水)	和泉台 明和 和泉ニュータウン(1・2・3) 牧場南	道上 茂栄坂(1・2・3班) 免ノ内 大和田
	2月25日(木)	舟戸東 舟戸西 城下 峯下 金井島上 金井島下	谷近 谷近東 西中郷 堀の内(上・下) 長島(上・下) 清水沢 清水沢上 橋場(東・西) ○受付延長(19:00まで)
	2月26日(金)	舟戸が丘 西法寺 光明台 大畑(東・新・西) 栄町(北・東・栄)	坊新田 萩田 台宿(一・中) 古谷
	2月28日(日)	※休日受付日 受付時間 8:30～12:00	← 地区割はありません
主に祖母井地区	3月1日(月)	大谷近 中塚田 新谷 前中 漆原 下塚田 中塚田新	入江 俵岡 双六 黒岡
	3月2日(火)	松下 治部内 天王寺 正生田 西新谷	大沖 関谷 近内 山崎 打越
	3月3日(水)	上横町(北・東)	上横町西 西町(上・下) 内町上
	3月4日(木)	内町下 代町(1・2・5区) 横町	赤坂 上野原(東・西)
	3月5日(金)	二子塚 丸子苑 幸町 赤坂団地 サンコーボラス芳賀 県営祖母井住宅 みなみ町 祖母井南3区(東・西) 祖母井南4区	谷中 谷中西 南郷
3月7日(日)	※休日受付日 受付時間 8:30～12:00	← 地区割はありません	
予備日	3月8日(月)	下南郷 新田 坂の上 下町	宿上 上新田 社后 緑町 谷中東
	3月9日(火)	大島(北・南) 上中郷 中郷	塩の目 天神延生 上郷
	3月10日(水)	上郷(西・東・南) 城興寺	下郷 下郷(東・南・元) 与能一
	3月11日(木)	与能(二・三)	与能下 与能下(中・東)
	3月12日(金)	上記の日に納税相談に来られなかった人	
3月15日(月)			

※地区割は、都合に合わせて変更可能です。※例年予備日として設定している申告期間終了間際は、混雑が予想されます。余裕をもって来場ください。※受付状況や申告内容によっては、長時間お待ちいただくいたり、申告に時間がかかる場合があります。事前に収支内訳書の作成や医療費領収書の集計が完了していると、申告がスムーズになります。

申告するときに必要なもの

- ◆申告用紙(税務署から送付されている人のみ)
- ◆印鑑(認め印でも可)
- ◆口座番号の分かるもの(申告者名義の口座)
- ◆源泉徴収票(給与・年金など)※源泉徴収票は申告書添付となります。手元に残したい場合は、事前にコピーを取るなどしておいてください。
- ◆営業・農業所得などの収支内訳書(収入・支出の分かる領収書など)
- ◆各種控除を受けるための証明書・生命保険料、地震保険料などの支払証明・国民年金保険料の支払証明書または領収書・医療費の領収書

お願いします「事前の準備」

スムーズな受付のため、自書による申告書作成、収支内訳書の作成、領収書などの整理をお願いします。上記にある収入や支出の分かる書類がない場合、受付できない場合があります。

所得税などの申告・納期限

- ◆申告期間【所得税・贈与税】 2月16日～3月15日 ◆納期限【所得税】 3月15日※口座振替日 4月22日
- ◆申告期間【消費税】 2月16日～3月31日 ◆納期限【消費税】 3月31日※口座振替日 4月27日